

案件名称	北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区及び 鶴見区の大阪市立学校産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾 電池）収集運搬業務委託（概算契約）（その2）
------	--

仕様書

大阪市教育委員会事務局

1 案件名称

北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区の大阪市立学校産業廃棄物（廃蛍光管・廃乾電池）収集運搬業務委託（概算契約）（その2）

2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬するものである。

3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」（以下「法」という。）その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市教育局事務局とする。

5 履行期間

契約締結日から令和7年11月28日までとする。

6 業務内容

(1) 産業廃棄物の種類

収集運搬を行う産業廃棄物の種類、数量は次のとおりとする。

種別	数量	合計数量
蛍光管（直管）	936 k g	2,111 k g
水銀灯ほか	43 k g	
乾電池（アルカリ・マンガン）	1,113 k g	
リチウム電池・ボタン電池	19 k g	

※ 上記数量は概算であるため増減する可能性がある。

(2) 収集場所

大阪市内（北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区及び鶴見区）に所在する市立小、中学校 98 校（別表参照）

(3) 収集日、収集時間及び収集回数

ア 収集回数は、契約期間内において各校1回（ただし、土曜・日曜・祝日を除く。）を基本とする。ただし、排出量の実情によりこの限りではない。

イ 収集時間は、午前9時から午後4時までの間を基本とし、児童生徒の登下校の状況に考慮しつつ必要に応じて各学校長と調整し決定すること。

(4) 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、以下の処理施設へ搬入すること。

詳細については、受注者と処理業者において打合せをした上で決定すること。

処理業者名：野村興産株式会社（以下「処理業者」という。）

処理業者所在地：大阪府中央区高麗橋二丁目1番2号

処理施設所在地：大阪市西淀川区中島二丁目4番143号（野村興産株式会社関西工場）

搬入時間帯：原則、平日の午前8時から午後4時までの間とする。

それ以外の時間は、受入れ作業を行わないため、注意すること。

受入基準：搬入の際は、搬入2日前の午後4時までに、「7 収集計画」に指定する方法で上記工場へ搬入の旨を連絡すること。

入構時は、上記工場の定めるルールに従うこと。

野村興産株式会社関西工場への搬入にあたって、搬入方法など確認事項がある場合の連絡先はTEL 06-4706-1345（野村興産株式会社）とする。

7 収集計画

収集日について、受注者は各学校及び処理業者と調整のうえ、業務の実施に先立ち「収集業務計画書」（別紙－3）及び処理業者が指定する「廃棄物搬入予定表」を作成し、発注者及び処理業者に提出すること。

各学校の事情により受注者が作成した計画によりがたい場合は、受注者は当該の学校長と直接調整し、あらためて収集日を調整すること。

なお、提出した計画に変更が生じる場合は、その都度、変更後の収集日時及び搬入日時を事前に本仕様書の21に記載する担当者、並びに処理業者に報告すること。

8 提出書類

- (1) 受注者は、産業廃棄物を収集運搬できることを示すものとして、本業務における事業の範囲について別紙－1に記載すること。
- (2) 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- (3) 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了届（別紙－4）を作成し、発注者へ提出すること。
- (4) 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

9 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙－1記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証（積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。）（以下「許可証」という。）の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

10 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

11 電子情報処理組織（電子マニフェストシステム）の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあつては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、

やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。

- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

12 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起こさないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。
- (6) 収集運搬においては、児童生徒の安全確保に努めること。

13 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書（経常型）第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - イ 産業廃棄物の収集運搬業務
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、第 3 項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(6) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書（経常型）第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

14 経費の負担

本業務にかかる運搬費の一切は、受注者の負担とする。

15 概算契約

本業務の数量は概算であり、発注者の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細（別紙－２）の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細（別紙－２）については、業者決定後、発注者と協議を行う。

16 検査・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

17 排出する状態（荷姿等）

学校では、それぞれ箱又は袋等で分別し、まとめた状態となっている。

上記「６（４）運搬の最終目的地」へ搬入する際には、以下のとおりとする。

容器には、排出された学校名を、処理業者が指定する形で記載する。

紙袋や段ボール箱が破損した状態や雨など水濡れの状態で搬入の場合、処理業者での受け入れができないため、注意すること。

廃棄物	搬入時の荷姿等
蛍光管（直管）	段ボールまたはドラム缶（洗浄済みかつ腐食・損傷がなければ中古品で可。）に入れて搬入すること。段ボールを使用する場合、不安定な状態にならないよう、蛍光灯の長さに合わせたものを使用すること。 割れたものはポリ袋に入れた状態で搬入すること。 なお、曲管（丸型）蛍光灯、電球及び LED 型ランプは受け入れが出来ないため、混入しないこと。 また、長さが 125cm を超える蛍光管は、受け入れが出来ない可能性があるため、事前に確認を行うこと。

水銀灯ほか	上記、蛍光管（直管）と同様とする。
乾電池（アルカリ・マンガン）	軽量であれば、紙袋や段ボール箱に入れて搬入すること。 重量があり、紙袋等が耐えられない場合は、「蓋つきの金属製一斗缶・ペール缶（洗浄済みかつ腐食・損傷がなければ中古品で可。）」にて搬入すること。 なお、鉛蓄電池（Pb 電池）は受け入れが出来ないため、混入しないこと
リチウム電池・ボタン電池	紙袋や段ボール箱に入れて搬入すること。 ボタン電池は、接地面にテープを貼り、絶縁処理をすること。

※乾電池について、一斗缶又はペール缶を使用した場合、搬入時には蓋をし、ふちの部分をテープで固定すること。蛍光管、水銀灯については蓋をする必要はない。

※ドラム缶・一斗缶又はペール缶について、缶に液体（雨水を含む。）を入れてはならない。入れた状態で搬入された場合、受入れできず返品となるため、注意すること。

- (1) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正な処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (2) 発注者は、上記の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

18 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の収集運搬が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

19 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届け

なければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

20 その他

- (1) 受注者は上記「9 受注者の事業範囲」により契約書に添付する許可証に「水銀使用製品産業廃棄物を含む」の表記がない場合、本業務が履行可能であることを証するため、発注者へ「収集業務に関する申出書」を提出すること。
- (2) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (3) 受注者は本業務の開始前に、処理業者との間で廃棄物の持ち込みに関する確認・打合せを実施し、業務の円滑化を図ること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (5) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とすること。

21 事業担当

教育委員会事務局学校運営支援センター学務担当
大阪市西成区天下茶屋1-16-5
電話：06-6115-7794

収集運搬に関する事業範囲
(積み込み場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

(積み下ろし場所)

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業範囲： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

概算契約の内訳明細

単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
蛍光管（直管）	936 k g		
水銀灯ほか	43 k g		
乾電池（アルカリ・マンガン）	1,113 k g		
リチウム電池・ボタン電池	19 k g		
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

※種別ごとの金額は、数量に単価を乗じて、算出すること

この金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

監督職員	担当係長

収 集 業 務 計 画 書

令和 年 月 日

大阪市教育局
教育長 様

住所又は事務所所在地

フリガナ

商号又は名称

フリガナ

氏名又は代表者名

受任者名

下記のとおり届出します。

記

業 務 名 称	
業 務 場 所	大阪市立学校（ 校）
着 手 日	令和 年 月 日
期 限	令和 年 月 日
業 務 計 画	別紙のとおり

監督職員	担当係長

業 務 完 了 届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会
教育長 様

住所又は事務所所在地
フリガナ
商号又は名称
フリガナ
氏名又は代表者名
受任者名

下記のとおり、業務が完了しましたのでお届けします。

記

業務名称

業務場所

契約番号

契 約 日

令和	年	月	日
----	---	---	---

履行期限

令和	年	月	日
----	---	---	---

完 了 日

令和	年	月	日
----	---	---	---

金 額

金	円
---	---

添付書類

計量証明書（写）

対象校一覧

No.	校園コード	学校名	校種名	区名	住所	電話番号		FAX番号	
1	511000	滝川小学校	小学校	北区	天満1-24-15	06-	6351-1582	06 -	6351-5502
2	511001	堀川小学校	小学校	北区	東天満2-10-7	06-	6358-3336	06 -	6358-8133
3	511002	西天満小学校	小学校	北区	西天満3-12-21	06-	6364-2222	06 -	6364-1735
4	511010	豊崎東小学校	小学校	北区	長柄中2-3-30	06-	6351-4920	06 -	6351-4053
5	511011	豊崎本庄小学校	小学校	北区	本庄西2-1-16	06-	6371-0638	06 -	6371-4516
6	511012	中津小学校	小学校	北区	中津3-34-18	06-	6371-2047	06 -	6371-7320
7	511013	大淀小学校	小学校	北区	大淀中4-10-33	06-	6451-3400	06 -	6452-0612
8	511015	豊仁小学校	小学校	北区	長柄西2-6-20	06-	6351-0500	06 -	6351-0287
9	511016	豊崎小学校	小学校	北区	豊崎4-5-9	06-	6371-6058	06 -	6371-3987
10	511017	扇町小学校	小学校	北区	扇町2-7-24	06-	6363-0192	06 -	6363-0194
11	511018	中之島小中一貫校	小学校	北区	中之島6丁目1-53	06-	6441-0360	06 -	6441-0364
12	512000	天満中学校	中学校	北区	神山町12-9	06-	6313-3717	06 -	6313-3240
13	512001	北稜中学校	中学校	北区	天満橋1-1-58	06-	6351-4259	06 -	6351-4288
14	512004	大淀中学校	中学校	北区	大淀中2-1-11	06-	6458-6991	06 -	6452-5485
15	512005	豊崎中学校	中学校	北区	本庄東3-4-8	06-	6371-7452	06 -	6371-3328
16	512006	新豊崎中学校	中学校	北区	長柄東2-2-30	06-	6353-6632	06 -	6353-6675
17	521030	桜宮小学校	小学校	都島区	東野田町1-10-19	06-	6351-1577	06 -	6351-1038
18	521031	中野小学校	小学校	都島区	中野町3-10-5	06-	6352-3258	06 -	6352-7381
19	521032	高倉小学校	小学校	都島区	高倉町3-3-10	06-	6922-3301	06 -	6925-3951
20	521034	都島小学校	小学校	都島区	都島本通3-10-3	06-	6921-1434	06 -	6925-3957
21	521035	内代小学校	小学校	都島区	内代町3-4-6	06-	6954-1500	06 -	6954-2531
22	521036	東都島小学校	小学校	都島区	都島本通4-24-20	06-	6921-2955	06 -	6925-3958
23	521037	大東小学校	小学校	都島区	毛馬町2-11-111	06-	6925-7861	06 -	6925-3959
24	521038	友渚小学校	小学校	都島区	友渚町1-3-123	06-	6921-3700	06 -	6925-3968
25	522030	高倉中学校	中学校	都島区	御幸町1-1-10	06-	6921-3333	06 -	6925-3967
26	522032	都島中学校	中学校	都島区	中野町3-9-33	06-	6352-6241	06 -	6352-6064
27	522033	淀川中学校	中学校	都島区	毛馬町3-5-12	06-	6928-0001	06 -	6925-3965
28	522034	友渚中学校	中学校	都島区	友渚町1-5-151	06-	6928-1970	06 -	6925-3966
29	531060	福島小学校	小学校	福島区	福島4-5-6	06-	6441-6003	06 -	6441-6823
30	531062	野田小学校	小学校	福島区	野田5-13-22	06-	6461-0537	06 -	6461-7752
31	531063	吉野小学校	小学校	福島区	吉野3-10-5	06-	6462-0051	06 -	6462-5352
32	531064	大開小学校	小学校	福島区	大開2-10-28	06-	6461-7800	06 -	6461-7430
33	531065	鷺洲小学校	小学校	福島区	鷺洲5-6-8	06-	6452-0501	06 -	6452-5953
34	531066	海老江東小学校	小学校	福島区	海老江1-6-19	06-	6452-0565	06 -	6452-1890
35	531067	海老江西小学校	小学校	福島区	海老江8-1-10	06-	6451-3300	06 -	6452-1704
36	531068	上福島小学校	小学校	福島区	福島7-4-33	06-	6451-1544	06 -	6452-2140
37	532060	八阪中学校	中学校	福島区	鷺洲6-1-13	06-	6458-8531	06 -	6452-3816
38	532061	下福島中学校	中学校	福島区	玉川1-4-11	06-	6441-5690	06 -	6441-6786
39	532062	野田中学校	中学校	福島区	吉野5-9-4	06-	6462-3291	06 -	6462-7753
40	661450	東小橋小学校	小学校	東成区	東小橋3-10-37	06-	6971-3000	06 -	6971-9661
41	661451	大成小学校	小学校	東成区	大今里西3-2-62	06-	6972-3878	06 -	6972-8369
42	661452	中道小学校	小学校	東成区	玉津1-7-39	06-	6972-4371	06 -	6973-2135
43	661453	北中道小学校	小学校	東成区	中道2-9-20	06-	6971-0440	06 -	6981-2317
44	661454	中本小学校	小学校	東成区	中本4-2-32	06-	6981-0702	06 -	6971-9537
45	661455	東中本小学校	小学校	東成区	東中本2-9-3	06-	6971-0048	06 -	6971-9536
46	661456	今里小学校	小学校	東成区	大今里1-35-29	06-	6981-1443	06 -	6971-9535
47	661457	片江小学校	小学校	東成区	大今里南2-13-2	06-	6971-8989	06 -	6971-9509
48	661458	神路小学校	小学校	東成区	大今里4-6-19	06-	6981-2112	06 -	6971-9508
49	661459	深江小学校	小学校	東成区	深江南1-4-6	06-	6971-0009	06 -	6971-9586
50	661460	宝栄小学校	小学校	東成区	神路1-15-48	06-	6971-6300	06 -	6971-9617
51	662450	東陽中学校	中学校	東成区	深江北2-5-7	06-	6976-1001	06 -	6974-2259
52	662453	相生中学校	中学校	東成区	神路2-8-16	06-	6976-1941	06 -	6974-1397
53	681510	清水小学校	小学校	旭区	清水5-1-12	06-	6952-6661	06 -	6952-0832
54	681511	古市小学校	小学校	旭区	森小路2-10-35	06-	6955-1212	06 -	6955-1645
55	681512	大宮小学校	小学校	旭区	大宮4-9-16	06-	6953-4001	06 -	6953-4083
56	681513	高殿小学校	小学校	旭区	高殿6-9-10	06-	6951-3344	06 -	6951-3540
57	681514	大宮西小学校	小学校	旭区	中宮1-8-14	06-	6953-0800	06 -	6953-6728
58	681516	城北小学校	小学校	旭区	赤川3-13-47	06-	6922-2134	06 -	6925-3961
59	681517	新森小路小学校	小学校	旭区	新森6-3-13	06-	6953-3800	06 -	6953-4168
60	681518	太子橋小学校	小学校	旭区	太子橋1-12-15	06-	6951-0465	06 -	6951-7973
61	681519	高殿南小学校	小学校	旭区	高殿3-10-30	06-	6953-3851	06 -	6953-6727

対象校一覧

No.	校 園 コー ド	学 校 名	校 種 名	区 名	住 所	電 話 番 号		FAX 番 号	
62	682510	旭陽中学校	中学校	旭区	高殿5-9-31	06-	6951-5531	06 -	6951-5635
63	682511	大宮中学校	中学校	旭区	中宮4-7-11	06-	6952-0435	06 -	6952-2162
64	682512	旭東中学校	中学校	旭区	新森6-7-25	06-	6955-0044	06 -	6955-1594
65	682513	今市中学校	中学校	旭区	大宮5-13-40	06-	6952-0371	06 -	6952-1079
66	691540	榎並小学校	小学校	城東区	野江4-1-28	06-	6931-7373	06 -	6931-7034
67	691541	関目小学校	小学校	城東区	関目6-5-5	06-	6931-0187	06 -	6931-7664
68	691542	鯉江小学校	小学校	城東区	今福西3-9-27	06-	6939-0023	06 -	6930-2351
69	691543	今福小学校	小学校	城東区	今福南2-1-53	06-	6933-3412	06 -	6931-9309
70	691545	鳴野小学校	小学校	城東区	鳴野西4-11-48	06-	6961-4313	06 -	6961-4569
71	691546	中浜小学校	小学校	城東区	中浜2-12-35	06-	6961-0703	06 -	6961-7484
72	691547	城東小学校	小学校	城東区	鳴野東3-16-41	06-	6962-3081	06 -	6962-4570
73	691548	諏訪小学校	小学校	城東区	永田2-15-5	06-	6961-5001	06 -	6961-5735
74	691549	成育小学校	小学校	城東区	成育1-5-19	06-	6932-0061	06 -	6932-6360
75	691551	東中浜小学校	小学校	城東区	東中浜5-4-5	06-	6962-0087	06 -	6962-2441
76	691552	放出小学校	小学校	城東区	放出西2-2-18	06-	6967-2251	06 -	6967-0914
77	691553	関目東小学校	小学校	城東区	関目4-12-15	06-	6934-4449	06 -	6934-9944
78	691554	森之宮小学校	小学校	城東区	森之宮1-6-64	06-	6967-7811	06 -	6967-4661
79	691555	鯉江東小学校	小学校	城東区	今福東1-3-26	06-	6933-6403	06 -	6932-6408
80	692540	放出中学校	中学校	城東区	放出西3-12-10	06-	6961-5015	06 -	6961-5679
81	692541	蒲生中学校	中学校	城東区	中央3-9-24	06-	6932-5527	06 -	6932-6362
82	692542	城陽中学校	中学校	城東区	鳴野西3-3-64	06-	6961-3366	06 -	6961-2628
83	692543	董中学校	中学校	城東区	古市1-18-4	06-	6931-0237	06 -	6931-8330
84	692544	城東中学校	中学校	城東区	永田3-3-58	06-	6963-0811	06 -	6963-0510
85	701570	榎本小学校	小学校	鶴見区	今津北1-5-35	06-	6961-0461	06 -	6961-5674
86	701571	茨田南小学校	小学校	鶴見区	諸口1-3-71	06-	6911-2001	06 -	6911-2963
87	701573	鶴見小学校	小学校	鶴見区	鶴見4-14-10	06-	6911-5281	06 -	6911-3972
88	701575	茨田東小学校	小学校	鶴見区	茨田大宮3-7-61	06-	6912-0011	06 -	6913-8619
89	701576	茨田西小学校	小学校	鶴見区	横堤5-13-61	06-	6911-3874	06 -	6915-1560
90	701577	横堤小学校	小学校	鶴見区	横堤1-11-83	06-	6912-4513	06 -	6913-7347
91	701578	みどり小学校	小学校	鶴見区	緑2-4-45	06-	6912-7908	06 -	6913-7279
92	701579	鶴見南小学校	小学校	鶴見区	鶴見2-17-22	06-	6912-7946	06 -	6913-7298
93	701580	茨田小学校	小学校	鶴見区	安田2-1-8	06-	6915-9731	06 -	6915-5921
94	701581	焼野小学校	小学校	鶴見区	焼野1-3-44	06-	6912-6155	06 -	6912-6157
95	702570	茨田中学校	中学校	鶴見区	諸口3-4-44	06-	6911-0191	06 -	6915-1357
96	702571	緑中学校	中学校	鶴見区	鶴見6-6-11	06-	6911-3688	06 -	6911-4936
97	702573	今津中学校	中学校	鶴見区	今津中1-3-55	06-	6968-9194	06 -	6968-3299
98	702574	横堤中学校	中学校	鶴見区	横堤1-11-27	06-	6911-1361	06 -	6915-1356